

平成 20 年 12 月 12 日

指定管理者の指定について（練馬区立練馬女性センター）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立練馬女性センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号

(3) 代表者

理事長 大塚 國敏

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（3年間）

4 選定の経過

平成20年5月27日	第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間、募集要項の検討)
8月1日	募集要項配布開始
8月22日	応募説明会（参加団体数3）
9月1日～8日	応募書類受付（応募団体数1）
9月22日	経営診断委託
10月20日	第2回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、評価

価・採点の実施、指定管理者候補に関する評価の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立練馬女性センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会では、第2回に有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

当該団体は特定非営利活動法人であり、平成17年から同19年までの決算において借入金もなく会計収支も健全であり、今後も事業を安定的に行う力があるものと考えられること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

当該団体は、個人情報保護および情報公開制度に関する規程を整備しており、今後も区の方針に基づく運用を行う姿勢を有していると考えられること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

当該団体は、労働関係法令を含む所要の法令を遵守しているとともに、特に女性従業員を積極的に活用している。また、理事会、評議会および総会も定期的開催されていること。

(4) 運営実績

当該団体は、平成18年度から練馬女性センターの指定管理者として、さらに平成20年度から勤労福祉会館の指定管理者として指定管理業務の運営実績を積み重ねており、実施状況、内部規定の整備状況等から、今後も公平、公正かつ着実な管理運営を期待できること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

人員配置および再委託において適正な事業計画を有し、効率的運営と経費節減への取組み姿勢が見られること。

(6) 受託への熱意・意欲

当該団体は、障害者福祉の推進等を目的として設立されており、人権尊重の理念に立ちさまざまな立場への配慮を行うなど、施設利用者に適切に対応し、区民サービスの向上を図ることを期待できること。特に女性従業員の活用を図る姿勢が、施設の設置目的に適合すること。

また、これまでの施設管理運営の経験を生かし、サービス向上、経費節減等の提案など受託への熱意・意欲が見られること。

(7) 施設管理運営体制

当該団体は、施設の設置目的にそった管理運営を行うとともに、区の指導等に対し、積極的に協力する姿勢を有すること。

(8) 利用者への対応（接遇を含む。）

過去2年間の利用者アンケートによると「期待以上だった」、「特に問題はなかった」の評価が、85%以上であった。また、練馬女性センター運営委員会の管理運営状況評価における窓口サービスの状況についても、66.7%が「特に良い」、「良い」という評価であり、今後も施設利用者に対し適切に対応できる能力を有していると判断できること。

(9) 職員の育成

受付業務の重要性を認識し、定期的に研修会を実施する計画であること。

(10) 団体の理念・姿勢

練馬女性センターの設置目的としている男女共同参画社会の形成や障害者の生活支援活動と就労支援に関する事業を行うとともにボランティア活動を行うなど、幅広く地域活性化のために貢献する姿勢を有していること。

(11) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

エレベータ設備保守点検業務など専門事業者が指定されているもの以外、区内事業者との契約を予定していること。

また、雇用については、20年度までと同様、区民雇用の割合は100%であり、女性については約7割の雇用を図るとともに高齢者と障害者についても雇用する計画であること。

(問合せ先)

総務部人権・男女共同参画課男女共同参画主査

電話03(5984)4518 FAX03(3993)1195

指定管理者（特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構）の評価結果
（練馬区立練馬女性センター）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の努力義務の遵守およびこれらの法に関する国の指針に基づく取り組みの有無 (3) 理事会・役員会などの構成の適正性 (4) 理事会・役員会などの定期的開催	10点	8点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	5点	4点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	10点	8点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	6点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である。 (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (3) 区内の女性・障害者・高齢者の雇用 (4) 再委託における区内事業者の活用 (5) 物品の区内業者からの調達	20点	16点
合 計	100点	78点